

## 令和7年度永平寺町農業者物価高騰対策支援事業補助金 事業概要

物価高騰等の影響により、肥料や燃料、農業資材コストが高止まりし、農業経営への影響が深刻化する中、経営が圧迫されている農家が経営継続を図ることを目的として、農業資材等物価高騰対策支援事業補助金を交付する。（令和7年度限り）

補助対象事業者	補助対象作物	補助率等		
本町に水稻生産実施計画書を提出している農業者および農業団体	永平寺町で主に作付されている土地利用型作物（酒米（酒造好適米）、小麦、大豆、そば）、および永平寺町地域振興作物（タマネギ、ニンジン、ニンニク、スイートコーン）の基幹作の作付面積が対象	対象作物作付面積が 10a 以上の農業経営体を対象とする。		
	土地利用型作物	酒米（酒造好適米）	3,000 円/10a	
		小麦	2,700 円/10a	
		大豆	1,400 円/10a	
		そば	1,000 円/10a	
	永平寺町地域振興作物	タマネギ	16,700 円/10a	
		スイートコーン	4,200 円/10a	
		ニンニク	13,900 円/10a	
		ニンジン	4,800 円/10a	

### ★ ある農業者の補助金計算例

$$\begin{aligned} & \text{【小麦】 } 10,402 \text{ m}^2 \times 2,700 \text{ 円/10a} + \text{【スイートコーン】 } 399 \text{ m}^2 \times 4,200 \text{ 円/10a} \\ & + \text{【たまねぎ】 } 212 \text{ m}^2 \times 16,700 \text{ 円/10a} = \underline{\text{【補助金額合計】 } 33,300 \text{ 円}} \end{aligned}$$

※対象作物作付面積が 10a (1,000m<sup>2</sup>) 以上で補助対象、また、合計金額で百円未満切り捨て)

### ★ 申請の流れ

- 永平寺町より対象者に「交付決定通知書」「請求書」を送付します。
- 対象者の方は「請求書」の記載事項等をご確認いただき、必要事項をご記入の上、永平寺町農林課または永平寺支所、上志比支所にご提出ください。
- 永平寺町より農業者の口座（請求書に記載した口座）に補助金が支払われます。

### ★ 問い合わせ先

永平寺町農林課 電話 0776-61-3947 (直通)



※この補助事業は、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金を活用しています。